

# 新島村新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8（2026）年6月

新 島 村

# 目次

はじめに .....	1
1.新島村新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的.....	1
2.行動計画の改定概要 .....	1
第1部 基本的な考え方 .....	2
第1章 計画の基本的な考え方 .....	2
第2章 対策の目的等 .....	3
第1節 対策の目的 .....	3
第2節 対策実施上の留意点 .....	4
第3節 対策推進のための役割分担 .....	6
第3章 発生段階等の考え方 .....	9
第4章 対策項目 .....	9
第2部 各対策項目の考え方及び取組 .....	12
第1章 実施体制 .....	12
第1節 準備期 .....	12
第2節 初動期 .....	13
第3節 対応期 .....	13
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション .....	14
第1節 準備期 .....	14
第2節 初動期 .....	15
第3節 対応期 .....	16
第3章 まん延防止 .....	17
第1節 準備期 .....	17
第2節 初動期 .....	17
第3節 対応期 .....	17
第4章 ワクチン .....	18
第1節 準備期 .....	18
第2節 初動期 .....	23
第3節 対応期 .....	25
第5章 保健.....	29
第1節 準備期 .....	29
第2節 初動期 .....	29
第3節 対応期 .....	29
第6章 物資.....	30
第1節 準備期 .....	30
第2節 初動期 .....	30
第3節 対応期 .....	30
第7章 村民生活及び村民経済の安定の確保.....	31

第1節 準備期 .....	31
第2節 初動期 .....	32
第3節 対応期 .....	32
第3部 新島村の危機管理体制 .....	34
1.新島村新型インフルエンザ等対策本部体制 .....	34
2.新島村新型インフルエンザ等対策本部組織系統図 .....	35
3.組織内各班における具体的な業務 .....	36
4.新島村新型インフルエンザ等情報伝達網 .....	38
用語集 .....	39

# はじめに

## 1.新島村新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的

令和2（2020）年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（C O V I D - 1 9）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされた。この未曾有の感染症危機において、新島村は、国・東京都の対応を踏まえながら対策を講ずるとともに、村民・事業者・医療従事者等の尽力により、一丸となって幾度もの感染の波を乗り越えてきた。

今般の新島村新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「新島村行動計画」という。）の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）をはじめとする法改正や東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「東京都行動計画」という。）等の改定及び新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）を踏まえて見直しを行うものである。

新島村行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

## 2.行動計画の改定概要

新島村では、国や東京都の行動計画やガイドラインを踏まえ、特措法第8条の規定により、平成26（2014）年12月に「新島村新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

今般、令和7（2025）年5月に東京都行動計画が改定されたことを受け、新島村においても、新島村行動計画の改定を行うものである。

基本的には東京都行動計画に準じた改正を行い、対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させている。

また、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させるなど、対策項目の見直しを行うとともに、感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応についても明確化する。

さらに、感染症に係る緊急事態に際して、速やかに事態を把握し、緊急かつ総合的な対応を行うため、村の初動対応についても新島村行動計画において明らかにする。

# 第1部 基本的な考え方

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 根拠

新島村行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

### 2 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア 新型インフルエンザ等感染症

イ 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

ウ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

### 3 計画の基本的な考え方

- (1) 政府行動計画や東京都行動計画に基づき、新島村における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や新島村が実施する対策を示すとともに、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の強弱等の様々な状況下で対応ができるよう、対策の選択肢を示す。
- (2) 国、東京都、新島村、医療機関、指定（地方）公共機関、事業者及び村民の役割を示し、新島村や事業者の新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるようにする。
- (3) 新型コロナ対応で積み重ねた知見・経験を関係機関や村民等とも共有し、今後発生し得る未知なる感染症の危機に備える。

### 4 計画の推進

新島村行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、東京都と連携して、新島村や関係機関、村民等について、平時から教育・訓練・啓発の実施などを通して対応能力を高めるとともに機動的に計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

## 第2章 対策の目的等

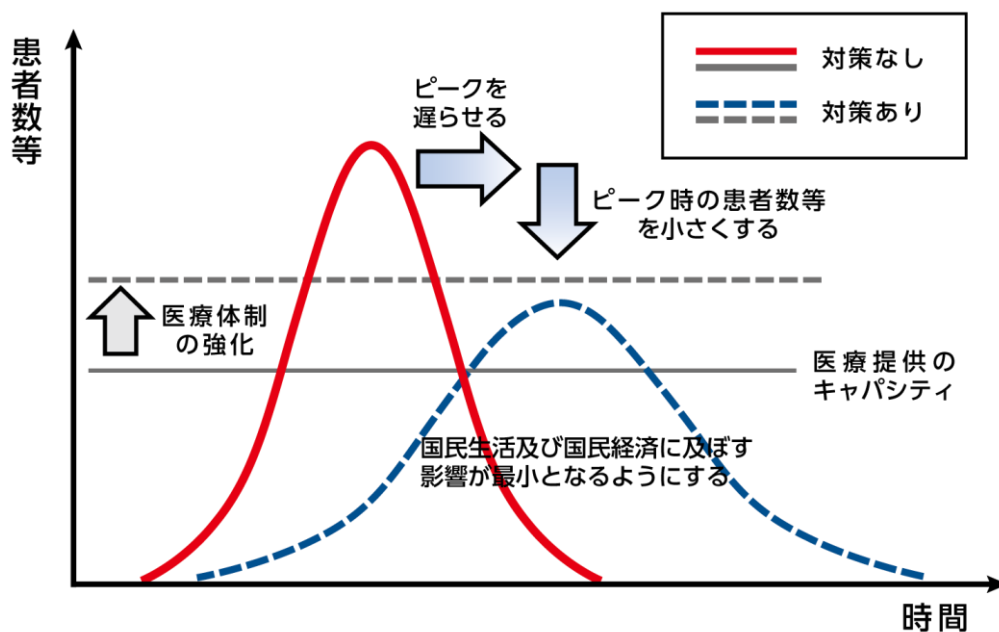
### 第1節 対策の目的

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

#### 1 感染拡大の抑制、村民の生命及び健康の保護

- (1) 感染拡大の速度を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や治療薬・ワクチン製造等のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、迅速かつ効率的な医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

<対策の概念図>



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）  
令和6年8月30日

#### 2 村民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化

- (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による村民生活及び地域経済への影響を軽減する。

- (2) 村民生活及び地域経済の安定を確保する。
- (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- (4) 業務継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は村民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

## 第2節 対策実施上の留意点

新島村は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針又は新島村行動計画に基づき、国、東京都、他区市町村・指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### 1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の（1）から（4）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、迅速かつ効率的な情報収集・共有、分析のための基盤となるDXの推進等を行う。

- (1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理、リスクコミュニケーション等の備え  
将来に高い確率で起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。
- (2) 迅速な初動の体制整備  
初動対応については、未知の感染症や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。
- (3) 関係者や村民への普及啓発等を通じた不断の点検や改善  
感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や村民に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。
- (4) 迅速かつ効率的な情報共有体制の整備  
迅速かつ効率的な情報収集、共有、分析のための基盤となるDXの推進等を行う。

### 2 村民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、村民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ、様々な場面を活用して普及させ、子どもを含め様々な年代の村民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、

村民等が適切な判断や行動をとれるようにする。特に、国や東京都がまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける村民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

### 3 基本的人権の尊重

新島村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、村民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、村民等に対してその意義や必要性等を十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。

また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人権の保護や士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より大きな影響を受ける可能性がある社会的弱者への配慮について留意するなど、感染症危機においても村民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

### 4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症や指定感染症、新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチン・治療薬等による対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要性にも相違が生じることが考えられ、どのような状況下でもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

### 5 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、東京都対策本部及び新島村対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

新島村は、必要がある場合には、東京都に対して、所要の総合調整を行うよう要請する。

### 6 感染症危機下の災害対応

新島村は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保、自宅療養者等の対応など体制の強化等に努めていく。また、発災時には、東京都と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を行う。

## 7 記録の作成や保存

新島村は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、新島村対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、これを公表する。

## 第3節 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためには、国、東京都、区市町村、医療機関、事業者、村民等が互いに協力してそれぞれの役割を果たし、一丸となって感染拡大防止に努めるとともに、住民の生活及び地域経済を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もがかり患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

### 1 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

## 2 地方公共団体

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

## 3 東京都

東京都は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する確な判断と対応とが求められる。

東京都は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備するほか、民間検査機関又は医療機関等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制並びに保健所の対応能力の確保について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。こうした取組においては、東京都は、特別区及び保健所を設置する市（以下「保健所設置区市」という。）、感染症指定医療機関、東京都医師会等の関係団体等で構成される東京都感染症対策連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。

また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、P D C Aサイクルに基づき改善を図る。

## 4 新島村

新島村は、住民に最も近い行政単位であり、村民に対するワクチンの接種や、自宅療養を行う村民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障害者等の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、東京都や近隣の区市町村と緊密な連携を図る。

## 5 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、東京都と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体

制を含めた、業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、東京都からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

## 6 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

## 7 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の村民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

## 8 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

村民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

## 9 村民

村民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 第3章 発生段階等の考え方

### 1 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生状況に応じて講ずべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画及び東京都行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）とに大きく分けた構成とする。

## 第4章 対策項目

### 1 主な対策項目

新島村行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護する」こと及び「村民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を行動計画の主な対策項目とする。

- ①実施体制
- ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③まん延防止
- ④ワクチン
- ⑤保健
- ⑥物資
- ⑦村民生活及び地域経済の安定の確保

## 2 対策項目ごとの基本理念と目標

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑦までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

### ① 実施体制

感染症危機は村民の生命及び健康、村民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や村民・事業者の協力の下、国や東京都、近隣区市町村とも連携し、実効的な対策を講じていくことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備や都の対応を基に、迅速な情報収集・分析及びリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護し、村民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

### ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、村民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、村民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、新島村は、平時から、村民等の感染症に対する意識の把握に努め、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

### ③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、村民生活及び地域経済への影響を最小化することを目的とする。東京都が行う適切な医療の提供や、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。新島村としても、東京都が実施するまん延防止等重点措置や緊急事態措置の対応を踏まえ、適切に対応していくことが重要である。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

#### ④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、村民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。東京都及び新島村は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国において、我が国における開発・生産はもとより、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、東京都及び新島村においても、接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

#### ⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、村民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、村民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

#### ⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、村民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

また、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合等には、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

#### ⑦ 村民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、村民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、村民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や村民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、新島村は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、村民生活及び地域経済の安定の確保に必要な対策や支援を行う。事業者や村民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

##### 1-1 実践的な訓練等の実施

- ① 新島村は、政府行動計画及び東京都行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。【総務課、さわやか健康センター、診療所、その他全課】
- ② 新島村は、新型インフルエンザ等対策に携わる村職員等に対し、必要な知識技術等を獲得できる研修受講の機会を確保する。【総務課、さわやか健康センター、診療所、その他全課】

##### 1-2 新島村行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 新島村は、政府行動計画及び東京都行動計画に基づき、新島村行動計画を作成し、必要に応じて新型インフルエンザ等の発生に備えた新島村行動計画の見直しを行う。  
なお、新島村行動計画を変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。【総務課、さわやか健康センター、診療所、その他全課】
- ② 新島村は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、新島村における取り組み体制を整備・強化するため、業務継続計画の作成等を進める。  
【総務課、さわやか健康センター、診療所、その他全課】
- ③ 新島村は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者、行政職員等の養成等を行う。【総務課】

- ④ 新島村は、特措法の定めのほか、村対策本部に関し、必要な事項を条例及び規則等で定める。【総務課】

### 1-3 関係機関の連携の強化

- ① 新島村は、国、区市町村及び指定（地方）公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。  
【総務課、さわやか健康センター、診療所、関係課】
- ② 国、東京都、新島村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。【総務課、さわやか健康センター、診療所、関係課】

## 第2節 初動期

### 2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 政府対策本部や東京都対策本部が設置された場合には、新島村は、必要に応じて新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。【総務課】
- ② 新島村は、必要に応じて、本章第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。【総務課、その他全課】

### 2-2 迅速な対応の実施に必要な予算の確保

新島村は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。【総務課、企画財政課、その他全課】

## 第3節 対応期

### 3-1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

#### 3-1-1 職員の派遣・応援への対応

- ① 新島村は、新型インフルエンザ等のまん延により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、東京都に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。【総務課、さわやか健康センター】

- ② 新島村は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の区市町村又は東京都に対して応援を求める。【総務課、さわやか健康センター、診療所】

### 3-1-2 必要な財政上の措置

新島村は、国等からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。【総務課、企画財政課、その他全課】

## 3-2 緊急事態措置の検討について

### 3-2-1 緊急事態宣言の手続

新島村は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに新島村対策本部を設置する。新島村は、当該区市町村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。【総務課】

## 3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

### 3-3-1 新島村対策本部の廃止

新島村は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく新島村対策本部を廃止する。【総務課】

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### 1-1 新型インフルエンザ等の発生前における村民等への情報提供・共有

##### 1-1-1 新島村における情報提供・共有

- ① 新島村は、東京都と連携して、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、村民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語（やさしい日本語（にほんご）を含む。）や障害者に配慮した方法で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、都及び村による情報提供・共有が有用な情報源として、村民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと

考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、新島村は、東京都と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場をはじめ、子供に対する分かりやすい情報提供・共有を行う。【関係課】

- ② 東京都から、「都立学校における学校健康危機管理マニュアル」に基づき、学校における換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策について周知があった場合には、新島村教育委員会は、村立小・中学校にこれを周知する。【教育委員会】
- ③ 新型インフルエンザ等についての正確な知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、村民一人一人が感染予防策を理解することで、初めて感染拡大防止が可能となる。そのため村は、リーフレット、ホームページ、SNS等により、新型インフルエンザ等の感染予防策を周知し、発生した場合は、東京都や新島村からの情報に従って医療機関の受診をするなど、感染拡大防止策の普及啓発を図る。【総務課、企画調整室、さわやか健康センター、関係課】

## 2-1 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

新島村は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

【さわやか健康センター、企画調整室】

## 第2節 初動期

### 2-1 情報提供・共有

#### 2-1-1 新島村における情報提供・共有について

- ① 新島村は、東京都と連携して、感染症の発生状況及び感染対策等について、ホームページへの掲載、SNSでの発信等により迅速かつ積極的に情報提供・共有を行う。その際、村は、村が伝えたい情報等を村民等と正しく共有できるよう、収集・分析した情報に専門家の視点も加え、分かりやすいメッセージを発信する。  
その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。【総務課、企画調整課、さわやか健康センター、診療所、関係課】
- ② 新島村は、発生段階や政府の緊急事態宣言に応じて村長コメントを発表し、感染症対策の徹底などを呼び掛ける。【総務課、企画調整室、さわやか健康センター、診療所、関係課】
- ③ 新島村は、村民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子供、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。【総務課、企画調整室】

- ④ 新島村は、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、村民等に対しては偏見や誤解を生まない適切な情報発信を促す。【総務課、企画調整室】
- ⑤ 新島村は、東京都が感染症の発生状況や留意すべき点をまとめた特設サイトの開設を開設した際は、その周知に協力するとともに、特設サイトを活用しつつ、村民等への情報提供・共有を行う。新島村や東京都の対応や発表した内容等について、村民等が分かりやすく入手できるようにするため、村ホームページに集約して掲載する。  
【総務課、企画調整室、関係課】

## 2-2 双方向のコミュニケーションの実施

新島村は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。【さわやか健康センター、企画調整室】

## 第3節 対応期

### 3-1 情報提供・共有

#### 3-1-1 新島村における情報提供・共有

- ① 新島村は、村民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、国が示す科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。また、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、村民や報道機関等に対して偏見や誤解を生まない適切な情報発信を促す。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを发出するよう努める。  
【総務課、企画調整室、さわやか健康センター、診療所、関係課】
- ② 新島村は、発生段階や政府の緊急事態宣言に応じて村長コメントを発表し、予防策の徹底などを呼び掛ける。【総務課、企画調整室、さわやか健康センター、診療所、関係課】
- ③ 新島村は、村民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子供、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。【総務課、企画調整室】

#### 3-1-2 東京都と新島村の間における情報提供・共有

- ① 新島村は、東京都が関係部局等の情報を集約の上、総覧できる特設サイトを開設した場合には、その周知に協力するとともに、特設サイトを活用しつつ、村民等への情報提供・共有を行う。また、準備期にあらかじめ整理された情報提供、共有の在り方

を踏まえ、東京都と連携して、情報提供・共有を行う。【総務課、さわやか健康センター、企画調整室、関係課】

## **3-2 基本的方針**

### **3-2-1 双方向のコミュニケーションの実施**

新島村は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。【総務課、企画調整室、さわやか健康センター】

# **第3章 まん延防止**

## **第1節 準備期**

### **1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等**

新島村は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の正確な知識普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター等に連絡し、指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、理解促進を図る。【総務課、さわやか健康センター、診療所、教育委員会、関係課】

## **第2節 初動期**

### **2-1 村内でのまん延防止対策の準備**

新島村は、国からの要請を受けて、業務継続計画等による対応の準備を行う。【総務課、関係課】

## **第3節 対応期**

### **3-1 村民等に対する要請**

#### **3-1-1 基本的な感染対策に係る要請等**

新島村は、村民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、テレワーク、オンライン会議の活用等の取組等を要請する。【総務課、さわやか健康センター、関係課】

### **3-2 事業者や学校等に対する要請**

#### **3-2-1 営業時間の変更や休業要請等**

東京都が緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対して、施設の利用制限(人数制限や無観客開催)や停止(休業)等の要請を行う場合、新島村は、適宜、東京都に協力するものとする。

【総務課、教育委員会、関係課】

### 3-3 学校等における対応

#### 3-3-1 村立学校

新島村は、新型インフルエンザ等の発生時には、東京都の「学校健康危機管理マニュアル」に基づき、学校医や管轄保健所と連携の下、次のとおり感染拡大防止策を講ずる。

- ① 新型インフルエンザ等の疑い又はより患していると診断された児童・生徒への対応については、管轄保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒のマスク着用等の咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。【教育委員会、診療所、さわやか健康センター】
- ② 患者等の集団発生がみられた場合は、保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)などの措置を講ずる。【教育委員会、診療所】
- ③ 同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講ずる。【教育委員会】

#### 3-3-2 社会福祉施設等

新島村は、各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図る。【総務課、民生課】

#### 3-3-3 学級閉鎖・休校等の要請

東京都が、感染状況、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行うとともに、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖又は休校)等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請した場合、新島村は、これに協力する。【教育委員会、民生課、診療所】

## 第4章 ワクチン

### 第1節 準備期

#### 1-1 ワクチンの接種に必要な資材

新島村は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。【さわやか健康センター、診療所】

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	<b>【文房具類】</b> <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	<b>【会場設営物品】</b> <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

## 1-2 ワクチンの供給体制

新島村は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチン供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。【さわやか健康センター、診療所】

## 1-3 接種体制の構築

### 1-3-1 接種体制

新島村は、東京都や新島村国民健康保険診療所（以下「診療所」という。）と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

【さわやか健康センター、診療所】

### 1-3-2 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる村職員については、新島村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。【総務課、さわやか健康センター、関係課】
- ② 新島村は、特定接種の対象となり得る村職員について把握し、厚生労働省宛に人数を報告する。【総務課、さわやか健康センター、関係課】

### 1-3-3 住民接種

新島村は、平時から以下の（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。【さわやか健康センター、診療所】

- （ア）新島村は、国等の協力を得ながら、村内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- a 新島村は、国や東京都等の協力を得ながら、希望する村民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、診療所等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。
    - i 接種対象者数
    - ii 村の人員体制の確保
    - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
    - iv 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
    - v 接種に必要な資材等の確保
    - vi 国、東京都及び村間や、関係団体への連絡体制の構築
    - vii 接種に関する住民への周知方法の策定
  - b 新島村は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、新島村又は東京都の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討すること。

表2 接種対象者の試算方法の考え方 【令和8年1月1日現在】

	住民接種対象者試算方法	人数		備考
総人口	人口統計（総人口）	2,336	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	164	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	1	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	68	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	6	E1	
乳児保護者*	人口統計（1歳未満） ×2	12	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	196	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	946	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	943	H	A- (B+C+D+E1+E2+F+G)=H

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算。

- c 新島村は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定すること。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、新島村は、診療所医師等の協力を得てその確保を図り、個別接種、集団的接種いずれの場合も、診療所等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ることとする。
- d 新島村は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討すること。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮すること。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、医療機関等と委託契約を締結し、医療機関等が運営を行うことも可能である。

- (イ) 新島村は、円滑な接種の実施のため、国が整備するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、新島村以外の区市町村における接種を可能にするよう取組を進める。【さわやか健康センター、診療所】
- (ウ) 新島村は、速やかに接種できるよう、医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。【さわやか健康センター、関係課】

## 1-4 情報提供・共有

### 1-4-1 村民への対応

新島村は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、接種が義務や強制ではないことに十分留意した上で、国が情報提供・共有する新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、村民等の理解促進を図る。【さわやか健康センター、企画調整室】

### 1-4-2 新島村における対応

新島村は、東京都の支援を活用しつつ、定期予防接種の実施主体として、診療所等関係機関と連携し、適正かつ効率的な予防接種の実施や健康被害の救済、村民等への情報提供等を行う。【さわやか健康センター、企画調整室】

### 1-4-3 衛生部門以外の分野との連携

新島村は、全庁的な連携体制のもと、予防接種施策の推進に努める。  
また、児童生徒に対する予防接種については、教育委員会が中心となり、例えば、必要に応じて就学時の健康診断及び児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を図るなど、予防接種施策の推進に努める。【全課】

## 1-5 DXの推進

- ① 新島村は、新島村が活用する予防接種関係システム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 新島村は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券を送付する必要があることに留意する。
- ③ 新島村は、予防接種のデジタル化に対応する医療機関を村民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予

防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないように環境整備に取り組む。

## 第2節 初動期

### 2-1 接種体制

#### 2-1-1 接種体制構築

新島村は、接種会場や接種に関わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

【さわやか健康センター、診療所】

#### 2-1-2 ワクチンの接種に必要な資材

新島村は、本章第1節（準備期）1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。【さわやか健康センター、診療所】

#### 2-1-3 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、新島村は、診療所等の協力を得て、その確保を図る。また、新島村は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて診療所等の調整が得られるよう必要な支援を行う。【さわやか健康センター、診療所、総務課】

#### 2-1-4 住民接種

- ① 新島村は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。【さわやか健康センター、診療所】
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、新島村は、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 新島村は、予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

その際は、予防接種の円滑な推進を図るため、東京都の保護施設担当部局及び福祉事務所、民生課とさわやか健康センターが連携し行う。また、接種会場の管理・運営や集団接種業務を外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、新島村は診療所等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 新島村は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、東京都による大規模接種会場の開設状況等の情報収集に努めながら、必要に応じ、保健所・さわやか健康センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。
- ⑥ 新島村は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、新島村又は東京都の介護保険部局等、関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦ 新島村は、医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時的接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- ⑧ 新島村は、医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要であるため、適切な手続きを速やかに行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠を考慮した上で、必要な医療従事者数を算定する。（具体的な医療従事者等の数の例：予診・接種に関わる者として、予診・接種を担当する医師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は保健師1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などを担当する事務職員等が数名。）
- ⑨ 新島村は、接種会場での救急対応について、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品（血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等）が必要であることから、薬剤購入等についてはあらかじめ診療所等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切に管理する。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、東京都、東京都医師会や東京消防庁の協力を得ながら、診療所との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定し、診療所等と共有することにより、適切な連携体制を確保する。

アルコール綿、医療廃棄物容器等については、診療所や医療資材会社等の協力を得ながら、原則として全て新島村が準備する。具体的に必要物品としては、以下のようなのが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

- ⑩ 新島村は、感染性産業廃棄物について、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談するとともに、運搬されるまでに保管する場所には、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じるなど、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。
- ⑪ 新島村は、感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

### 第3節 対応期

#### 3-1 ワクチンや接種に必要な資材の供給

- ① 新島村は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、第4章第1節1-2を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。【さわやか健康センター、診療所】
- ② 新島村は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、各区市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。【さわやか健康センター、診療所】
- ③ 新島村は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、東京都を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。【さわやか健康センター、診療所】
- ④ 新島村は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、東京都を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。【さわやか健康センター、診療所】

### 3-2 接種体制

- ① 新島村は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。【さわやか健康センター、診療所】
- ② 新島村は、新型インフルエンザ等の病原体の流行株が変異した場合において、追加接種が必要となることも想定し、そうした場合においても混乱なく円滑に接種が進められるように医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。【さわやか健康センター、診療所】

#### 3-2-1 特定接種

##### 3-2-1-1 村職員に対する特定接種の実施

新島村は、特定接種を実施することを国が決定した場合において、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。【総務課、さわやか健康センター、診療所】

#### 3-2-2 住民接種

##### 3-2-2-1 予防接種体制の構築

- ① 新島村は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に村において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。【以下⑥までさわやか健康センター、診療所】

- ② 新島村は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 新島村は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、新島村は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑤ 新島村は、医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討する。
- ⑥ 新島村は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、村の関係機関と連携し、接種体制を確保する。

#### 3-2-2-2 接種に関する情報提供・共有

- ① 新島村は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。【以下③までさわやか健康センター、診療所、企画調整室】
- ② 新島村が行う接種勧奨については、防災無線等の認知されたシステムを使用して行う。また、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ③ 新島村接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNS等を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、従来通り、防災無線、広報等での周知を実施する。

#### 3-2-2-3 接種体制の拡充

新島村は、感染状況を踏まえ、必要に応じてさわやか健康センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、民生課や診療所と連携し、接種体制を確保する。【さわやか健康センター、民生課、診療所】

#### 3-2-2-4 接種記録の管理

新島村は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。【さわやか健康センター】

### 3-3 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、新島村は、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民の接種の場合は村となる。【さわやか健康センター、診療所】
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた区市町村とする。
- ③ 新島村は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

### 3-4 情報提供・共有

- ① 新島村は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。【以下③までさわやか健康センター、診療所、企画調整室】
- ② 新島村は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ③ パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、新島村は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

#### 3-4-1 特定接種に係る対応

新島村は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。【さわやか健康センター、診療所、企画調整室】

#### 3-4-2 住民接種に係る対応

- ① 新島村は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。【さわやか健康センター、診療所、企画調整室】
- ② 特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
  - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。

- b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
  - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
  - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、新島村は、次のような点に留意する。
- a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
  - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
  - c 接種の時期、方法など、住民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

## 第5章 保健

### 第1節 準備期

#### 1-1 保健所との連携体制の構築

新島村は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、平時から保健所との連携を図り、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

### 第2節 初動期

#### 2-1 有事体制への移行準備

新島村は、保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

### 第3節 対応期

#### 3-1 主な対応業務の実施

##### 3-1-1 健康観察及び生活支援

- ① 新島村は、都が実施する健康観察に協力する。【さわやか健康センター】

② 新島村は、都から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、東京都が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。【総務課】

## 第6章 物資

### 第1節 準備期

#### 1-1 感染症対策物資等の備蓄

① 新島村は、新島村行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。【総務課、診療所】

② 新島村は、国及び東京都からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある職員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。【総務課、診療所】

### 第2節 初動期

#### 2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

新島村は、準備期に引き続き、その所轄事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認する。

### 第3節 対応期

#### 3-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

新島村は、初動期に引き続き、その所轄事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認する。

## 第7章 村民生活及び村民経済の安定の確保

### 第1節 準備期

#### 1-1 情報共有体制の整備

新島村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。【総務課、関係課】

#### 1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

新島村は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。【総務課、関係課】

#### 1-3 物資及び資材の備蓄

① 新島村は、新島村行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。【総務課、関係課】

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 新島村は、事業者や村民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。【総務課、関係課】

#### 1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

新島村は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、東京都と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。【総務課、民生課、関係課】

#### 1-5 火葬体制の構築

新島村は、東京都の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務との調整を行うものとする。【民生課】

## 第2節 初動期

### 2-1 遺体の火葬・安置

新島村は、都を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

## 第3節 対応期

### 3-1 村民生活の安定の確保を対象とした対応

#### 3-1-1 心身への影響に関する施策

新島村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。【さわやか健康センター、教育委員会】

#### 3-1-2 生活支援を要する者への支援

新島村は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。【民生課、関係課】

#### 3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

新島村は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。【教育委員会】

#### 3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 新島村は、村民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。【総務課、関係課】
- ② 新島村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、村民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。【総務課、関係課】

- ③ 新島村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、新島村行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。【総務課、関係課】
- ④ 新島村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。【総務課、関係課】

### 3-1-5 埋葬・火葬の特例等

- ① 新島村は、火葬件数が増大した場合、人員の増員等を図り稼働率を最大限に引き上げる措置を講ずる。【以下⑦まで民生課】
- ② 新島村は、遺体の搬送作業及び火葬作業の調整を図り、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ③ 新島村は、東京都の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣区市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④ 新島村は、東京都を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑤ あわせて、新島村は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、新島村は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずる。
- ⑦ 新島村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの区市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、村は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

## 3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

### 3-2-1 事業者に対する支援

新島村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び村民生活への影響を緩和し、村民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。【企画財政課、関係課】

### 3-2-2 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

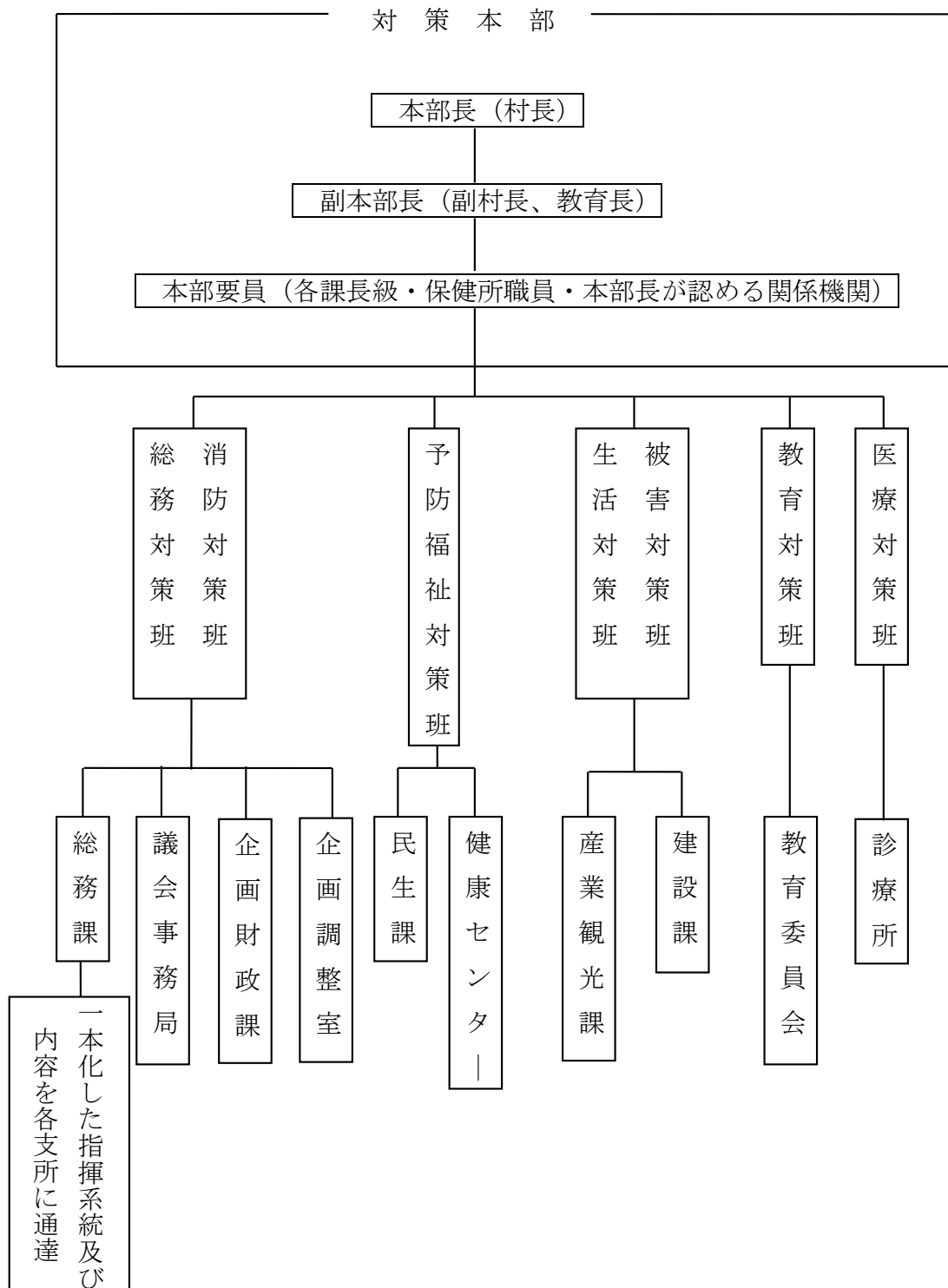
水道事業者、水道用供給事業者である新島村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新島村行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。【建設課】

## 第3部 新島村の危機管理体制

### 1.新島村新型インフルエンザ等対策本部体制

組 織	構 成 要 員
対策本部	村長 副村長、教育長 各課長、保健所職員、消防団長、他関係機関
庁内連絡会議	防災担当 消防担当 福祉担当 上下水道担当 産業担当 保育担当 教育担当 保健・診療所担当 その他庁内連絡会議の長が必要と認める者

## 2.新島村新型インフルエンザ等対策本部組織系統図

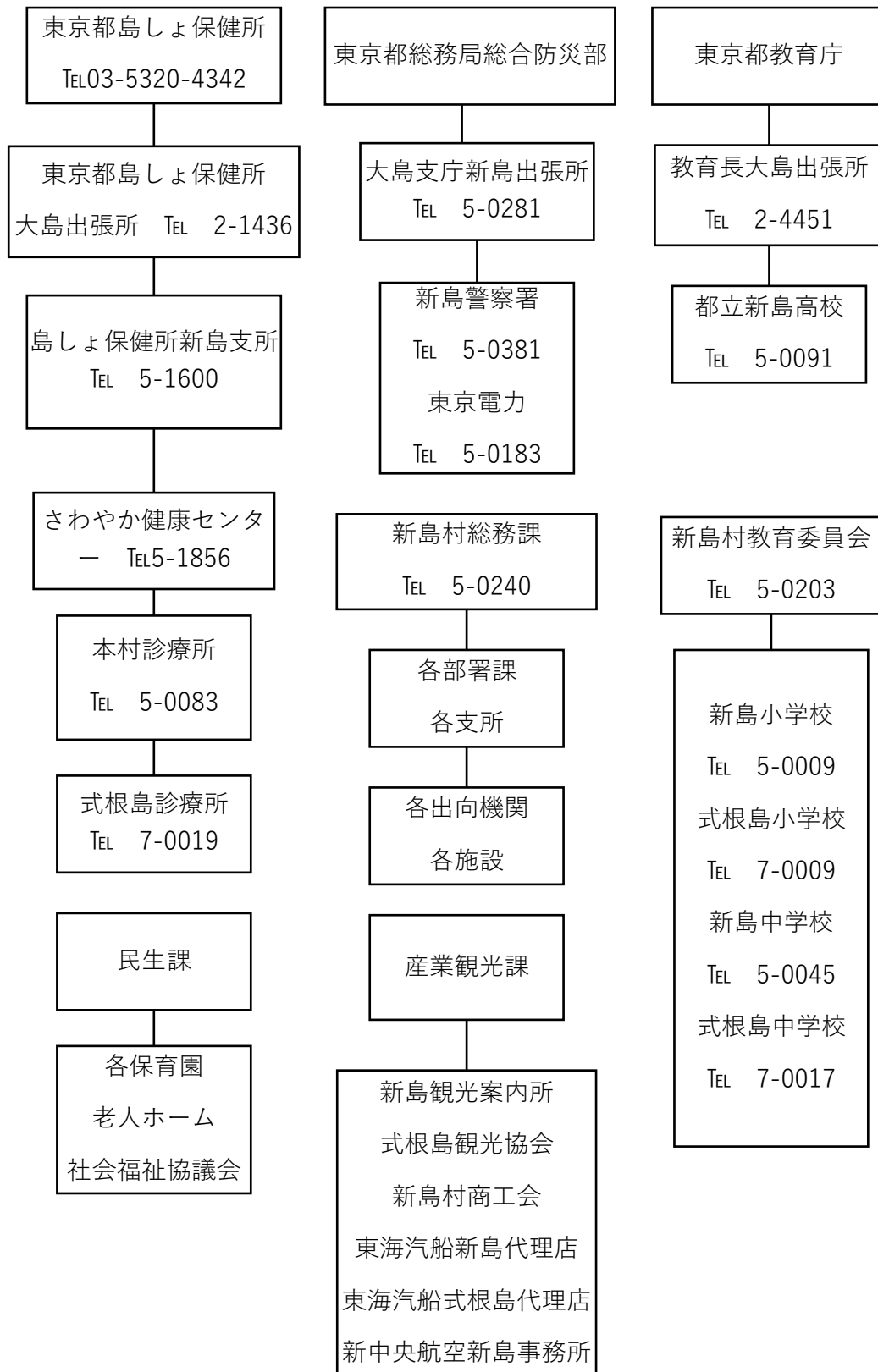


### 3.組織内各班における具体的な業務

班 名	班 長	班 員	主 な 業 務
総務対策班 消防対策班	総務課長	総務課	対策本部の設置に関すること
			各班の連絡調整に関すること
			関係機関との連絡調整に関すること
		企画財政課	情報収集に関すること
			情報等の伝達に関すること
		企画調整室	行動計画の検討、見直しに関すること
		議会事務局	防疫対策として必要となる備蓄・配布に関すること (消毒、防護服、マスク、手袋等)
			報道機関との連絡調整に関すること
		各支所	広報に関すること
			社会機能維持要請に関すること
			その他各班に属していない業務に関すること
			予算、その他財政措置に関すること
			本部車両の確保、及び燃料の確保に関すること
			要援護者・要医療者の搬送に関すること
			その他救急活動に関すること
記録の作成・保存、公表に関すること			
予防福祉対策班	民生課長	民生課 さわやか健康センター	特定接種に関すること
			感染予防及び保健衛生に関すること
			事業所等への啓蒙活動に関すること
			保健所及び医療機関との連絡調整に関すること
			住民接種に関すること
			村内感染者数等状況調査の総括をし、本部との連絡に関すること
			心のケアに関すること
			社会福祉施設等の状況調査応急対策に関すること
			生活相談に関すること
			要援護者に対してのリスト作成、支援内容に関すること
			介護施設等への情報提供、感染予防、連絡調整 状況把握に関すること
			保育所等の閉鎖決定に関すること
			入園児童、家族の状況把握に関すること
		活動する家族の入園児童預かりに関すること	
住民の健康相談窓口に関すること			

班 名	班 長	班 員	主 な 業 務
策 班 予 防 福 祉 対	民 生 課 長	民 生 課	遺体の火葬許可に関すること
			一般廃棄物の適切な処理及び収集の確保に関すること
			防疫及び清掃、消毒に関すること
			遺体の収容、安置、埋葬に関すること
			火葬場及び火葬業務に関すること
生 活 対 策 班 被 害 対 策 班	産 業 観 光 課 長 建 設 課 長	産 業 観 光 課	支援物資、購入に関すること
			人員物資、購入に関すること
			緊急時における被服、寝具、その他の生活必需品に関する こと
		建 設 課	物資の受け入れ・配分に関すること
			緊急時における食料、生活必需品等の供給方法に関する こと
			観光、公園施設での対策、予防に関すること
			家畜における感染への対策、予防に関すること
			飲料水の安定供給に関すること
			緊急輸送道路の確保に関すること
教 育 対 策 班	教 育 課 長	教 育 委 員 会	各小中学校との連絡調整に関すること
			学校の臨時休校及び社会教育施設の休館に関すること
			学校及び社会教育施設の消毒に関すること
			児童、生徒、教職員の状況把握に関すること
			臨時休校中の教育に関すること
			児童、生徒、保護者、教職員、社会教育施設利用者への 情報提供に関すること
策 班 医 療 対	事 務 長 診 療 所	診 療 所	新型インフルエンザ等感染症等専門外来に関すること
			医療体制整備に関すること

#### 4.新島村新型インフルエンザ等情報伝達網



## 用語集

用語	内容
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	本行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例え

	ば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康監視	検疫法第 18 条第 2 項（同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第 15 条の 3 第 1 項（感染症法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合。
指定（地方）公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（特措法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。本行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる

	可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	医療機関、事業者等を含む都民等が適切に判断・行動することができるよう、都による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
東京都感染症対策連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に都と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都が設置する組織。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。

フレイル	身体性せい弱性のみならず精神・心理的せい弱性や社会的せい弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生を情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部及び都対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
P D C A	Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。